

# 「令和4年度 京浜臨海部立地企業動向調査」業務委託 仕様書

この仕様書は、京浜臨海部再編整備協議会が発注する令和4年度京浜臨海部立地企業動向調査における調査の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について、確実に履行しなければならない。

## 1 目的

本業務は、京浜臨海部再編整備協議会（以下「協議会」という。） 会長 高木 英典が、京浜臨海部に立地する事業所について、現在の事業活動の状況や今後の事業展開方針などを把握するとともに、京浜臨海部における動向分析や課題抽出を行い、今後の取組の方向性の検討に資することを目的に、受託者に業務委託して実施するものとする。

## 2 業務概要

業務名称：令和4年度 京浜臨海部立地企業動向調査業務委託

履行期間：契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

業務概要：京浜臨海部立地企業動向調査業務 一式

## 3 委託の内容

### (1) アンケート調査

- ア アンケート票の作成・印刷（電子データ、WEBフォームの作成も含む）
- イ アンケート票の配付・回収・集計
- ウ アンケート集計結果の中間報告

### (2) 文献調査の実施

### (3) 中間報告書の提出

### (4) 調査結果の分析・取りまとめ

### (5) 報告書等の作成・印刷（電子データの作成も含む）

## 4 調査の実施方法

### (1) アンケート調査

#### ア 調査対象

協議会が指定する、次の①、②に該当する事業所（約820事業所）

#### ① 所在地

横浜市神奈川区及び鶴見区並びに川崎市川崎区のうち、産業道路より海側（※）の区域（ヨコハマポートサイド地区を除く）

※ 生麦JCT以西については、首都高速横羽線より海側の区域とする。

#### ② 業種

製造業、運輸・通信業、建設業、電気・ガス・水道・熱供給業、学術研究業、廃棄物処理業

## イ 実施方法

### (ア) アンケート票の作成・印刷（電子データ、WEB フォームの作成も含む）

受託者は、協議会が指定する調査項目やアンケート案をもとに、アンケート用紙の作成、印刷を行う。

あわせて、電子版のアンケート票及びWEBフォームの作成等を行う。

また、受託者は、より効果的なアンケート結果が導き出せるよう、設問の内容、回答方式、選択肢の内容、記入例、アンケート用紙、電子版アンケート票及びWEBフォームのデザイン等について工夫するものとする。

アンケート用紙は、A 4 版縦・12頁程度とし、850部作成する。

電子版のアンケート票（PDF不可。回答者が回答の入力、帳票の印刷ができるファイル形式とする。）を、協議会ホームページ掲載用として提供する。

（参考：予定調査項目）

#### ① 事業所の現状について

- ・ 事業所の機能
- ・ 従業員数（管理・現場等、男性・女性別）や売上高、年間設備投資額の推移
- ・ 今後の用地展開や設備投資計画
- ・ 今後の事業展開について 等

#### ② 土地利用の状況について

- ・ 遊休地や低未利用地の有無、発生理由、今後利用予定、発生見込み
- ・ 今後の用地取得予定 等

#### ③ 各分野における取組状況について

- ・ 脱炭素に関する取組
- ・ 他社又は大学等との連携
- ・ 就業環境
- ・ 防災に関する取組
- ・ 市民との共生に関する取組
- ・ 人材確保・育成 等

#### ④ その他

- ・ 京浜臨海部に立地するメリット・デメリット
- ・ 行政に対する要望
- ・ 公共インフラの整備や事業に対する希望
- ・ 事業の支障となっていること、困っていること 等

### (イ) アンケート票の配付・回収・集計

協議会は、アに掲げる調査対象事業所について、事業所名、所在地、電話番号を電子ファイルで受託者に提供する。

受託者はこれをもとに、アンケート票の配付及び回収並びにアンケート結果の集計を実施する。

受託者は、契約締結後速やかにアンケート調査の実施計画書（アンケート票の配付・回収計画の詳細を含む）を作成し、発注者と協議するものとする。

① アンケート票の配付

アンケート調査票を郵送し、後日（1週間程度）調査員が事業所を個別に訪問や架電等し、調査の趣旨を説明の上、アンケート票への記載を依頼する。

受託者は、郵送時に、依頼文、返信用封筒もあわせて同封する。

② アンケート票の回収

回収は、受託者への郵送、FAX、WEBフォームによるものとする。

受託者は、指定期日にアンケート票を回収できなかった場合、電話等による催促、回収したアンケート票に記載漏れ等があった場合の電話等による補充を実施するなど、アンケート票の回収率及びアンケート精度の向上にできる限り努め、アンケート票の回収率は60%以上とする。なお、回収したアンケート票（紙）は、事業所別に整理し、中間報告書とあわせて協議会に提出する。なお、中間報告書提出以降に回収したアンケートは随時協議会に提出すること。

③ アンケートの集計

回収したアンケート票の全項目をMicrosoft Excel形式のデータとして入力し、集計表及びグラフ等を作成する。集計方法は、京浜臨海部全体及び横浜市・川崎市別の項目単純集計並びに業種別のクロス集計等、再編加工による多面的な集計を行う。

(ウ) アンケート調査の集計結果の報告

受託者は、アンケート調査の結果を取りまとめ、集計結果書を令和4年9月上旬目途に協議会に報告するものとする。

(2) 文献調査の実施

受託者は、既存の各種調査結果や統計資料等により、(4) 調査結果の分析・取りまとめを行うために必要な事項について、京浜臨海部の現状を把握するための文献調査を実施する。

なお、その際、「京浜臨海部立地企業動向調査報告書」（平成31年3月、京浜臨海部再編整備協議会。以下、「前回調査」という。）の調査項目も参考とし、適宜各項目の更新（時点修正）や社会状況を踏まえた項目の追加を行う。

【前回調査の主な項目】

・立地企業の状況

産業の集積状況、事業所の産業構成、事業所の機能（本社、研究所、倉庫）別分布状況

・土地利用

土地利用の状況

・都市基盤整備

鉄道、道路、港湾

・社会的条件

地価動向、関連法規の適用状況等

・環境

京浜臨海部の環境の現状、立地企業等による環境への取組

- ・ 防災

防災・減災及び早期復旧に関する取組

- ・ 京浜臨海部に関する神奈川県・横浜市・川崎市等の取組

京浜臨海部に関する方針・計画等、京浜臨海部に関する組織

【社会状況を踏まえた主な追加項目（予定）】

- ・ 環境

脱炭素化に向けた取組状況等

- ・ 防災

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県内企業及び京浜臨海部への影響

- ・ 新技術

D Xやドローンの活用状況等

- ・ 雇用

採用方法、離職状況等

(3) 中間報告書の提出

受託者は、(1)～(2)の調査結果全体の概要を取りまとめた中間報告書を、令和4年10月中を目途に協議会に提出するものとする。協議会及び受託者は、この内容を基に分析・課題整理などを行い、最終報告書に反映させるものとする。

(4) 調査結果の分析・取りまとめ

受託者は、別途協議会がヒアリングした経済団体など5団体程度の記録や(1)～(2)により得られた調査結果を分析し、京浜臨海部の現状と課題を取りまとめる。

なお、調査結果の分析に当たっては、前回調査を参考に、地域（横浜市域・川崎市域）ごと、業種ごとの傾向にも留意し、前回調査結果との比較や最新の動向に対応する傾向の分析を行うこと。また、現状と課題の取りまとめに当たっては、主に次の視点から、前回調査で示された課題も踏まえたものとする。

【取りまとめの視点】

- ・ 産業

- ・ 土地利用

- ・ 都市基盤整備

- ・ 環境

- ・ 防災

- ・ 市民との共生 等

#### 4 成果物の納入及び期日

##### (1) 納入先

京浜臨海部再編整備協議会事務局（神奈川県政策局自治振興部地域政策課）

##### (2) 成果品

###### ア 報告書 6部

A 4版再生紙両面印刷。背表紙に報告書の題名を印字すること。

###### イ 報告書（概要版） 300部

A 4版再生紙両面印刷。Microsoft Power Point等により、調査結果の概要を10頁程度で分かりやすくPRできるようにまとめること。

###### ウ CD-R 3セット

###### ① 報告書（概要版含む）の原稿

Microsoft Excel形式、Microsoft Word形式、Microsoft Power Point形式、PDF形式（4種）

###### ② 事業所データ、集計結果のデータ（Microsoft Excel形式）

##### (3) 納入期日

令和5年2月28日（火）まで

#### 5 著作権

本業務の契約に伴い生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から、発注者に帰属する。

#### 6 その他の留意事項

(1) 受託者は、契約締結後、直ちに仕様書等に基づき、実施体制、工程表及びアンケート調査の実施計画書（アンケート票の配布・回収計画の詳細を含む）を記載した「事業遂行計画書」を速やかに提出し、発注者と協議すること。

(2) 本委託事業の遂行にあたり、専門分野が委託業務にふさわしく、且つ、実績がある者を実施管理責任者として定めること。

(3) 委託期間中、担当者（事務局との連絡調整担当者）を置くこと。本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議のうえ、その指示に従い事業を進めるとともに、発注者は委託期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

(4) 本事業の作成業務に関し、委託契約期間中に生じた上記以外の事項、詳細等については、発注者と受注者との間で随時協議して決定する。